

北海道税理士会研修細則

(趣旨)

第1条 この細則は、北海道税理士会（以下「本会」という。）の研修規則（以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、研修に関し必要な事項を定める。

(研修の種類)

第2条 規則第3条第1項に規定する本会が実施する研修は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本会が主催、共催又は後援する研修
 - (2) 日本税理士会連合会（以下「連合会」という。）が主催、共催又は後援する研修
 - (3) 支部又は支部連絡協議会（以下「支部等」という。）が主催、共催又は後援する研修
 - (4) 本会以外の税理士会（以下「他会」という。）又は税理士会員が所属する支部以外の支部等が主催、共催又は後援する研修で、受講しようとする税理士会員が、あらかじめ当該主催者の承諾を得たもの
 - (5) 北海道税理士協同組合、公益財団法人日本税務研究センターその他本会及び連合会に関連する団体（以下「関連団体」という。）が主催、共催又は後援する研修
 - (6) 本会が認定した研修（以下「認定研修」という。）
 - (7) 前各号のほか、本会が必要と認めた研修（以下「その他の研修」という。）
- 2 前項第2号から第6号までの研修の主催者は、実施した研修結果を本会に報告しなければならない。

(研修の形態)

第3条 前条第1項に規定する研修は、有料若しくは無料の別又は会場参加方式若しくはマルチメディアを利用する方式等の形態を問わないものとする。ただし、同条同項第6号及び第7号に規定する研修は、会場参加方式に限るものとする。

2 前項に規定するマルチメディアを利用する方式とは、インターネット配信又はビデオテープ若しくはCD-ROM（他の電磁的記憶媒体を含む。）等を媒体とする方式をいう。

(認定研修の範囲及び周知)

第4条 第2条第1項第6号に規定する認定研修とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大学、公的機関又は税務関連学会（以下「大学等」という。）が実施する研修で、研修内容、講師等の概要につき、その都度、あらかじめ当該主催者から書面による申請があり、本会が認定したもの
- (2) 前号に規定する大学等以外の民間の企業又は団体等（以下「民間団体」という。）が実施する研修で、研修内容、講師及び受講予定税理士会員数等の概要につき、そ

の都度、あらかじめ当該主催者から書面による申請があり、本会が特に認定したものの

(3) 前号に規定する民間団体のうち、税理士が主宰し、民法上の組合（人格なき社团）又はそれに準ずる要件を備え、本会が特に認定した団体の実施するもの

2 前項に規定する研修については、広報その他の手段により、税理士会員に周知を図ることとする。

（その他の研修の範囲）

第5条 第2条第1項第7号に規定するその他の研修とは、税理士会員から申請があった研修で、次の各号に掲げるものとする。

(1) 大学等及び民間団体が実施する研修で、前条第1項第1号及び第2号の認定を受けていないもの

(2) 日本弁護士連合会、日本公認会計士協会その他法律で定める士業団体が実施する研修(税理士業務に隣接するものに限る。)

(3) 他会が認めた研修

（研修の受講時間の算定等）

第6条 規則第5条第1項に規定する研修の受講時間については次のとおりとする。

(1) 第2条第1項各号に規定する研修を会場参加方式により受講したときは、その研修時間を受講時間とする。

(2) 第2条第1項第1号から第5号までに規定する研修をマルチメディアを利用する方式により受講したときは、税理士会員からの申請により視聴した時間を受講時間とする。

2 税理士会員が第2条第1項第1号から第6号まで及び前条各号に規定する研修の講師（研究発表者、パネリスト等を含む。以下同じ。）を務めたときは、当該税理士会員又はその主催者の書面等による申請に基づき、当該研修時間の3倍の時間を第2条第1項第7号に規定するその他の研修とみなして、当該研修の講師を務めた税理士会員の受講時間に算入する。

（受講時間算入の制限）

第7条 第2条第1項第7号及び前条第2項に規定する研修について、税理士会員が認定を受けることができる受講時間は、それらの受講時間を合わせて、一事業年度につき18時間を限度とする。

2 前項の計算において、事業年度の中途において入会した税理士会員の受講時間は、入会した月の翌月からの月数按分とする。

（受講義務の免除の手続）

第8条 税理士会員が、規則第6条第1項に規定する受講義務の免除を受けようとするときは、研修受講義務免除申請書（第1号様式、以下「免除申請書」という。）を本会に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項に規定するもののほか、特に必要と認める書類があるときは、当該税理士会員にその提出を求めることができる。
- 3 前項の規定に基づき本会に提出された書類は、受講義務の免除の有無にかかわらず返却しない。

(免除申請書の審査及び通知)

第9条 本会は、前条に規定する免除申請書が提出されたときは、免除申請書を受理した日から2月以内にこれを審査し、会長の承認を得て、その結果を当該税理士会員に通知しなければならない。

- 2 会長は、前項の結果を理事会に報告しなければならない。

(受講義務の免除の期間)

第10条 税理士会員が、規則第6条第1項に規定する受講義務の免除を受けることができる期間は、前2条の規定により承認を受けた免除開始の日からその事業年度の末日までとする。

- 2 受講義務の免除の承認を受けた税理士会員は、免除を受けた事業年度の翌事業年度においても、規則第6条第1項各号のいずれかに該当するときは、受講義務の免除の承認を引き続き受けることができる。この場合、当該税理士会員は、新たに免除申請書を提出しなければならない。

(受講義務の免除の終了等)

第11条 受講義務の免除の承認を受けた税理士会員は、規則第6条第1項各号のいずれにも該当しなくなったときは、研修受講義務免除事由がなくなった旨の届出書(第2号様式)を遅滞なく本会に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の届出書の提出があったときは、当該税理士会員の受講義務の免除を終了するものとする。
- 3 本会は、受講義務の免除の承認を受けた税理士会員が規則第6条第1項各号のいずれにも該当しないことが明らかになったときは、受講義務の免除を取り消すものとする。

(連合会への報告義務)

第12条 本会は、受講義務の免除を承認したとき、又は受講義務の免除を終了等したときは、遅滞なく、連合会に報告するものとする。

(税理士会員への通知等)

第13条 本会は、税理士会員に対して事業年度ごとの受講記録を通知する。

- 2 税理士会員は、前項の通知内容と自己の受講履歴とを照合し、本会に対して、受講記録の訂正を申し出ることができる。

(受講時間等の公表)

第14条 規則第10条に規定する研修受講義務の履行等に関する情報の公表は、次の方法による。

(1) 連合会のホームページ（税理士情報検索サイト）に掲載する方法

(2) その他前号に準ずる方法

（実施要領への委任）

第15条 この細則に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、実施要領で定める。

附 則（平成27年5月25日全部改正）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、平成30年度の受講時間等から適用する。

附 則（平成27年10月26日一部改正）

この改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月23日一部改正）

この改正規定は、平成28年5月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月27日一部改正）

この改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

研修細則 第1号様式

北海道税理士会
会長

様

平成 年 月 日

登録番号 第 号
支部

事務所 〒

所在地

氏名

㊞

電話 ()

生年月日 年 月 日

研修受講義務免除申請書

私は、研修規則第6条に基づき、研修受講義務の免除を受けたいので、下記の通り申請します。

なお、研修規則第6条第1項各号のいずれにも該当しなくなったときは、遅滞なくその旨を本会に通知いたします。

記

1. 研修受講義務免除申請期間

a 平成____年____月____日 から 平成____年____月____日までの____カ月間

(免除期間の終了日は、申請する事業年度の末日までです。細則第10条第1項)

b 受講免除時間 36時間 ÷ 12月 × a = ____時間

c 今年度受講義務時間 36時間 - b = ____時間

注：免除期間の算定にあたっては、15日以上は1カ月とし、15日未満は切り捨てる。

2. 免除を受けようとする理由（規則第6条第1項第____号該当）

具体的理由の記載

3. 添付書類（規則第6条第1項第____号 該当番号____ 『裏面参照』）

具体的添付書類名の記載

研修受講義務免除申請書 添付書類一覧（研修規則第6条第1項関係）

1号	負傷又は疾病により療養していること。	
該当番号	①	医師の診断書又はそれに準ずる書類
	②	上記①が提出できない場合には、免除申請書「2」欄に具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。

2号	震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること。	
該当番号	①	り災証明書その他これに準ずる書類
	②	上記①が提出できない場合には、免除申請書「2」欄に具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。

3号	税理士法第43条後段に規定する報酬のある公職に就いていること。	
該当番号	①	勤務証明書その他これに準ずる書類

4号	国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。	
該当番号	①	議員であることを証する書類

5号	出産、育児、介護その他これらに類する事由によること。（親族等を対象とするものを含む。）		
該当番号	出産 育児	①	母子手帳の写し
		②	育児の場合は、免除申請書「2」欄に育児により困難である旨を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。
		③	上記①又は②のいずれにも該当しない場合には、免除申請書「2」欄に、その具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。
	介護 その他	④	介護認定書その他これに準ずる書類で要介護状態又は要支援状態であることを明らかにするもの及び申述書（介護認定申請中の場合には申請中である旨の申述書）
		⑤	上記④が提出できない場合には、免除申請書「2」欄に具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。

<注意事項>

- ア 記載されているもののほか、特に必要と認める書類の追加提出を求めることがあります。（細則第8条第2項）
- イ 提出された書類は、受講義務の免除承認の有無にかかわらず返却いたしません。（細則第8条第3項）
- ウ 免除を受けることができる期間は、免除開始の日からその事業年度末日までとします。（細則第10条第1項）
- エ 免除を受けた事業年度の翌事業年度以降も免除申請をする場合には、新たに免除申請書を提出しなければなりません。（細則第10条第2項）
- オ 免除期間中においても、規則第6条第1項に該当しないことが明らかになったときには免除を取り消すことがあります。（細則第11条第3項）

平成 年 月 日

北海道税理士会
会長

様

登録番号 第 号
支部

事務所 〒

所在地

氏名 () ㊟

電話 ()

生年月日 年 月 日

研修受講義務免除事由がなくなった旨の届出書

私は、研修細則第11条第1項に基づき、研修規則第6条第1項各号のいずれにも該当しなくなったため、以下のように届出いたします。

記

1. 免除を受けていた事由がなくなった日（研修細則第11条第1項）

平成 年 月 日

2. 研修受講義務免除申請期間

a 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日までの 月 日間

（免除申請によって本会より認められた免除開始の日及び1. の免除を受けていた事由がなくなった日を記入し免除期間を算出ください）

b 受講免除時間 36時間 ÷ 12月 × a = 時間

c 今年度受講義務時間 36時間 - b = 時間

注：免除期間の算定にあたっては、15日以上は1カ月とし、15日未満は切り捨てる。